

SCSK株式会社株式取扱規程

第1章 総則

第1条(目的)

当会社の株式に関する取扱いについては、定款第13条の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

第2条(株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都中央区八重洲二丁目3番1号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条(少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章及び第5章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主（優先株主を除く。）に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第5条(代理人による請求等)

1. この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。
2. この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第6条(証明書類又は保証人)

この規程による請求、通知又は届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第7条(常任代理人又は仮住所)

1. 株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

第8条(法人等の代表者)

1. 株主又は株式登録質権者が法人であるときは、その代表者1名を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関を通じて届け出るものとする。
2. 株主又は株式登録質権者が組合その他権利能力のない団体であるときは、その代表者1名を定め、機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関を通じて届け出るものとする。
3. 第1項の代表者を変更したときは、所定の届出書に登記事項証明書等を添えて変更の届出を行うものとする。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第9条(請求の方式)

1. 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。
2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第10条(1株当たりの買取価格)

1. 前条による買取請求の効力発生日(以下「買取請求日」という。)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下「東京市場」という。)における最終価格(以下「終値」という。)をもって、1株当たりの買取価格とする。
2. 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格(以下「始値」という。)とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第11条(買取代金の支払)

1. 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。
2. 買取代金から第13条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第12条(買取株式の移転)

1. 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。
2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第13条(買取手数料)

単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

第14条(請求の方式)

1. 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第17条に定める買増代金を支払う。
2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第19条に定める場合はこの限りでない。

第15条(請求可能な期間)

1. 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。
2. 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

第16条(1株当たりの買増価格)

1. 第14条による買増請求の効力発生日(以下「買増請求日」という。)の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。
2. 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

第17条(買増代金)

前条の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額及び第20条に定める手数料の合計金額を買増代金という。

第18条(買増株式の移転)

買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

第19条(買増請求の制限)

第14条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第20条(買増手数料)

単元未満株式の買増手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第6章 優先株式

第21条(優先株式の特例)

1. 優先株式に係る規定については、他の条項にかかわらず本章の条項の規定を優先して適用する。
2. 優先株式に係る請求又は届出の手續その他の取扱いは、本章において特段の定めがない限り、株主名簿管理人に対して行うものとする。

第22条(優先株式に係る株主名簿への記載又は記録)

1. 優先株式に係る株主名簿への記載又は記録を請求するときは、所定の請求書に現在の優先株主と優先株式取得者が記名捺印のうえ、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱所に提出するものとする。

2. 相続、遺言、会社の合併等に伴う譲渡以外の事由により取得した優先株式に係る株主名簿への記載又は記録を請求するときは、前項の手続のほか、取得を証明する書面を提出するものとする。

第23条(質権の登録、変更又は抹消)

優先株式につき、質権の登録、変更又はその抹消を請求するときは、質権設定者及び質権者が請求書に記名捺印のうえ、提出しなければならない。

第24条(信託財産の表示又は抹消)

優先株式につき、信託財産の表示又はその抹消を請求するときは、委託者又は受託者が請求書を提出しなければならない。

第25条(優先株主等の住所、氏名及び印鑑の届出)

1. 優先株主及び優先株式登録質権者又はそれらの法定代理人は、株主票等により、住所、氏名（又は商号・名称）及び印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。
2. 前項の届出事項を変更したときは、当該変更の事実を証明する書面を添えて変更の届出を行うものとする。
3. 優先株式に係る当会社に対する請求、届出その他株主権の行使は、所定の書式によるものとし、第1項の規定による届出印を捺印しなければならない。
4. 前各項の届出を代理人により行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

第26条(法人等の代表者)

1. 優先株主又は優先株式登録質権者が法人であるときは、その代表者1名を届け出るものとする。
2. 優先株主又は優先株式登録質権者が組合その他権利能力のない団体であるときは、その代表者1名を定めて届け出るものとする。
3. 第1項の代表者を変更したときは、所定の届出書に登記事項証明書等を添えて変更の届出を行うものとする。

第27条(取得請求の方法)

1. 優先株主が、その保有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求するときは、株主名簿管理人に対して所定の請求書を提出し、また自己のために開設された、当該普通株式を振り替えるための振替口座（特別口座を除く。）を示さなければならない。
2. 優先株主が、その保有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに金銭の交付を請求するときは、株主名簿管理人に対して所定の請求書を提出しなければならない。
3. 前2項の取得請求は、請求書を提出した後は、これを取消すことはできない。
4. 第1項の普通株式の交付は、同項の定めにより示された振替口座に対する新規記録通知又は振替申請によるものとする。

第28条(取得請求の効力発生)

優先株式の取得請求の効力は、前条第1項の請求書が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生ずる。

第29条(転換価額の通知又は公告)

普通株式を対価とする取得請求権の内容のうち普通株式への転換価額の修正又は調整が行われるときは、修正又は調整された転換価額が適用される日（以下本条において「修

正日等」という。)の前日までにその内容を優先株主に通知又は公告する。ただし、修正日等の前日までに優先株主に通知又は公告することができない場合には、修正日等以降すみやかに優先株主に通知又は公告する。

第30条(取得条項に基づく取得の通知又は公告)

当会社が、取得条項に基づき優先株式を取得するときは、当該優先株式の取得と引換えに優先株主に交付する金銭の額又は普通株式の数その他の必要事項をすみやかに優先株主に通知又は公告する。

第31条(取得条項に基づく取得時の届出)

当会社が、取得条項に基づき優先株式を取得し、これと引換えに優先株主に普通株式を交付するときは、普通株式の交付を受ける優先株主は株主名簿管理人に対して所定の届出書を提出し、また自己のために開設された当該普通株式を振り替えるための振替口座(特別口座を除く。)を示さなければならない。

第7章 その他

第32条(規程の所管)

法務部は、この規程の管理、運用解釈を所管する。

以 上

2011年10月 1日 改定

(別紙)

〔買取又は買増手数料として別途定める金額〕

株式取扱規程第13条及び第20条に定める金額は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)第10条の1株当たりの買取価格又は第16条の1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円超500万円以下の金額につき	0.900%
500万円超1千万円以下の金額につき	0.700%
1千万円超3千万円以下の金額につき	0.575%
3千万円超5千万円以下の金額につき	0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たり金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。